

設備投資等を検討中の 製造業の皆様へ



令和5年度版

平塚市の補助金 をお知らせします！

平塚市には、製造業(主に中小事業者)が、設備投資や共同研究などの際に利用できる補助金等の制度があります。ここでは主な支援制度を6つご案内します。是非、御活用ください。

制度 1



脱炭素、省エネ設備等の取得への補助金

**機械や装置、電気自動車
の導入経費を補助！**

制度 2



新たに取得した設備や建物の固定資産税減税

**新規取得設備の固定
資産税が3年間1/2！**

制度 3



事業所の新築・増築への補助金

**固定資産税の1/2相当
を5~7年間補助！
(総額最大5億円)**

制度 4



生産性向上等に向けたソフトウェア導入の補助金

**ソフトウェア導入に対し
1/2を補助！
(最大60万円)**

制度 5



市民を正規雇用した際の補助金

**月額基本給の1/4を
最大6カ月分補助！
(最大30万円)**

制度 6



大学等との共同研究への補助金

**共同研究費の一部を
補助！**

※各制度の概要は裏面をご覧ください。

■お問合せ先■ 平塚市産業振興課 TEL:0463-21-9758/FAX:0463-35-8125

令和5年5月発行

E-mail:sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

【制度1】 脱炭素・省エネ設備等の取得への補助金 ※注1

対象者	市内に事業所がある中小事業者	
支援内容	機械装置等を導入する場合（年間Co2排出量2%以上の削減が見込まれる30万円以上の設備）	
	再生可能エネルギー設備（太陽光パネルなど） 補助対象経費が30万円以上 補助額1/5、又は5万円/kwの低い額 （限度額1,000万円）	省エネルギー設備 補助対象経費が30～300万円未満の場合 補助額1/5（限度額50万円） 補助対象経費が300万円以上の場合 補助額1/5（限度額1,000万円） 300万円以上の場合、補助対象経費を全額市内発注すると補助額1/3
	電気自動車等を導入する場合（業務用として事業活動に使用する車両）	
	電気自動車又は燃料電池自動車の車両本体購入費	補助額20万円 給電設備を同時導入の場合、10万円を上乗せ
さらに、市の制度融資を活用すると・・・ 年間Co2排出量が2%以上削減される設備を導入する場合、平塚市中小企業制度融資を利用でき、3年間利息が全額（限度額25万円/年）補助されます。（ どちらの場合でも利用可能です）		

【制度2】 新たに取得した設備の固定資産税減税 ※注1

対象者	資本金額1億円以下の法人もしくは従業員数1,000人以下の中小企業者等であって、計画期間内に労働生産性を年平均3%以上向上させるため、先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた後、設備等を導入した場合
支援内容	計画に基づいて新規取得した設備の固定資産税が3年間1/2に軽減されます。また、併せて従業員への賃上げ表明を行うと最長5年間1/3に軽減されます。 なお、平塚市中小企業制度融資を利用でき、2年間利息が全額（限度額25万円/年）補助されます。
対象設備	機械装置、測定工具及び検査工具、器具・備品、建物附属設備 軽減措置を受けるためには、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる設備である必要があります。

【制度3】 事業所の新築・増築の際の補助金 ※注1

対象者	製造業（付随する研究所含む）、情報通信業、自然科学研究所のいずれかで、新たに事業所を新築や増築する際、固定資産の取得に要する費用が、中小企業5千万円以上、大企業3億円以上の場合
支援内容	新しく取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税等相当額の1/2を5～7年間補助します。 （累計限度額5億円）
対象区域	工業専用地域、工業地域、準工業地域、市街化調整区域、ツインシティ大神地区 など
土地の取得を伴う、または、本社を有する場合は7年間となります。また、一定の条件（市内発注や環境設備の導入、市内在住者の新規雇用、従業員の転入など）を満たすと補助率や補助額が上乗せされます。	

【制度4】 生産性向上等に向けたソフトウェア導入の補助金 ※注1

対象者	市内に事業所がある中小事業者で、事業継続や事業拡大を見据えて生産性向上に繋がるソフトウェア等を導入した場合
支援内容	生産性向上の目標達成のために必要なソフトウェア導入に係る経費 補助額1/2（限度額30万円）補助対象経費を全額市内発注した場合は、限度額60万円 申請には市が派遣するITコーディネータによる事業計画書の事前確認が必要です。

【制度5】 市民を正規雇用した際の補助金

対象者	市内に事業所がある中小事業者、かつ、雇用保険及び労働者災害補償保険の適用事業者で、令和4年12月1日以降に新たに就職困難者 ¹ の市民を正規雇用した場合
支援内容	月額基本給の1/4を最大6カ月分補助します。（限度額30万円） （3か月以上の継続雇用及び市内在住が必須） 就職困難者とは、障がい者、就職氷河期世代、ひとり親家庭、生活保護受給者、コロナの影響で内定取り消し又は就職後1年以内に事業主都合で離職した新卒者、妊娠・出産・育児を理由に離職し1年を超える者、雇用保険の高齢被保険者、国の「トライアル雇用助成金」又は「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた者、のいずれかにあたる者をいう。

【制度6】 大学等との共同研究の補助金

対象者	市内で1年以上操業している中小企業法上の中小企業等であって、新製品の開発、技術研究・試作等をするために、大学や国立の試験研究機関等と共同で研究をする場合
支援内容	共同研究費の一部を補助します。（限度額あり）

注1：制度1～4は設備等を取得する一定期間前に申請が必要となります。（詳細はお問合せください）

各制度の詳細及び最新の内容は平塚市ウェブページをご覧ください。産業振興課までお問合せください。